

議会 2 月定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

議会 2 月 定例会 提出 議案

議案番号	議 件 名
1	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
3	平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
4	平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
5	平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
6	平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
7	専決処分について 専決処分第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
8	専決処分について 専決処分第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月28日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条中「算定される」の次に「所得割額又は」を加える。

第15条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額

第15条第1項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

第16条第1項中「、第2号」を「から第2号まで」に改める。

附則第4条中「若しくは附則第8条」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割額又は所得割額」を「、附則第8条若しくは附則第9条」に改める。

附則第7条第1項中「以下の」を「を超えない」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第9条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第14条の規定により月割りをもって算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議案第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月28日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金」の次に「及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」を加える。

第6条第1号中「平成20年度」の次に「及び平成21年度」を、「法第99条第1項及び第2項」の次に「並びに第111条」を加え、同条に次の3号を加える。

- (3) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び市町村が実施する後期高齢者医療制度に関する説明会の開催並びに周知及び広報のための経費の財源に充てる場合
- (4) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び市町村において後期高齢者医療制度に関するきめ細やかな相談を実施するための体制整備を講じるための経費の財源に充てる場合
- (5) 平成21年度における広域連合が行う均等割額が7割減額されている被保険者の一部（7割の減額を受ける世帯のうち、被保険者全員が高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者）の被保険者に係る均等割額の減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第10条第1項に規定する額を除く。）及び基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に係る所得割額の減額のための財源に充てる場合

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、別紙のとおりとする。

平成21年2月28日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

議案第4号

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) について

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
は、別紙のとおりとする。

平成21年2月28日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第5号

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、別紙のとおりとする。

平成21年2月28日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

議案第6号

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、別紙のとおりとする。

平成21年2月28日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

議案第7号

専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成21年2月28日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

記

専決処分第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

平成20年10月1日

条例第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条の規定により準用する法第203条の議員報酬及び法第203条の2の報酬（以下これらを単に「報酬」という。）、法第203条及び第203条の2の費用弁償並びに法第207条の実費弁償について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成21年2月28日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

記

専決処分第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正
について

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

平成20年12月22日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

平成20年12月22日

条例第5号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の次に次の1条を加える。

（平成21年度における普通徴収の保険料賦課の特例規定の適用除外）

第3条の2 平成21年度においては、第21条及び第22条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。